

第六十六回国会参議院外務委員会會議録第一号

昭和四十六年七月二十三日(金曜日)
午後三時十五分開会

委員氏名
 委員長 松平 勇雄君
 理事 石原慎太郎君
 理事 長谷川 仁君
 理事 山本 利壽君
 理事 西村 闕一君
 理事 杉原 荒太君
 理事 加藤シツエ君
 理事 森 元治郎君
 理事 白木義一郎君

昭和三十六年七月二十日右の者は本委員を辞任した。
 七月二十日議長において本委員を左のとおり指名した。

石原慎太郎君
 木内 四郎君
 今 春聰君
 佐藤 一郎君
 重宗 雄三君
 杉原 荒太君
 橋 直治君
 長谷川 仁君
 松平 勇雄君
 村上孝太郎君
 山本 利壽君
 秋山 長造君
 加藤シツエ君
 田 英夫君
 西村 闕一君
 森 元治郎君
 黒柳 明君
 渋谷 邦彦君

同日議院において左の者を委員長に選任した。

出席者は左のとおり

委員長 松平 勇雄君
 理事 石原慎太郎君
 長谷川 仁君
 山本 利壽君
 西村 闕一君

委員

中村 正雄君
 星野 力君
 松平 勇雄君
 木内 四郎君
 今 春聰君
 佐藤 一郎君
 杉原 荒太君
 秋山 長造君
 加藤シツエ君
 田 英夫君
 森 元治郎君
 渋谷 邦彦君
 星野 力君
 木村 俊夫君
 大西 正男君
 小倉 満君

國務大臣
 外務大臣臨時代理 木村 俊夫君
 政府委員
 外務政務次官 大西 正男君
 事務局側
 常任委員会専門委員 小倉 満君

説明員
 外務省アジア局長 須之部量三君
 外務省アメリカ局長 吉野 文六君

本日の會議に付した案件

○理事選任の件

○調査承認要求に関する件

○國際情勢等に関する調査

(日中国交回復に関する件)

(中国代表権問題に関する件)

(ワイエナム問題に関する件)

(東パキスタン紛争による難民の救援に関する件)

(米華条約問題に関する件)

(インドシナ三国に対する日本国の援助に関する件)

○總統調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(松平勇雄君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、理事の選任を行ないます。

本委員会の理事の数は四名でございます。理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に石原慎太郎君、長谷川仁君、山本利壽君、西村闕一君を指名いたします。

○委員長(松平勇雄君) 次に、調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

本委員会は、今期国会におきましても國際情勢等に関する調査を行なうこととし、この旨の調査承認要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松平勇雄君) それじゃ速記を起こしてください。

○委員長(松平勇雄君) 國際情勢等に関する調査を議題といたします。

この際、木村外務大臣臨時代理から発言を求められておりますので、これを許します。

木村國務大臣。

○國務大臣(木村俊夫君) この内閣改造におきまして御就任されました福田外務大臣が御病氣のため、全くはからずも不肖私が外務大臣臨時代理の大任を仰せつかりました。

内外の情勢がきわめてきびしいおりでもございまして、微力ながら全力を尽くしたいと思っておりますが、何とぞよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(松平勇雄君) 次に、大西外務政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。

大西政務次官

○政府委員(大西正男君) お許しを賜りまして一言ごあいさつを申し上げます。

外務政務次官に就任をいたしました大西でございます。もとより不敏の者でございますが、時局柄最善を尽くして努力をいたしたいと考えており

ます。どうか委員各位の御指導、御鞭撻を賜わります。より心からお願いを申し上げます。

○委員長(松平勇雄君) これより本調査の質疑に入ります。

質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○西村関一君 私は、まず最初に日中国交回復の問題についてお尋ねをいたします。

先般来、衆議院の予算委員会、また参議院の予算委員会等におきまして、各委員の質疑に答えて政府はそれぞれ方針を述べられ、これに対する見解を明らかにせられたのであります。ただ、少し明確でない点がございますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

木村大臣は、衆議院の予算委員会におきましては、日中国交回復の問題についてかなり前向きな御答弁をなされました。それを受けて佐藤総理は、場合によれば自分が北京へ行って中華人民共和国の責任者と会見してもよろしいというようにお話を述べられたのでございます。昨日の参議院の予算委員会におきましては、衆議院よりは少し後退したような御答弁であったように私は聞いたのであります。どうしても台湾の問題を簡単に切り捨てるわけにはいかないということからいろいろ質疑応答がございましたが、衆議院の御答弁よりは少し後退したという印象を受けたのであります。この点につきまして、日中国交回復問題については、政府は現時点においてどういう御見解をお持ちになつていらっしゃるか、まずお伺いしておきたいのであります。

○国務大臣(木村俊夫君) 日中国交正常化についての総理の考え方は始終変わっておりません。アメリカといひ、日本といひ、お互いその立つ立場がいろいろ異なつておるわけでございます。したがつてはいろいろ異なるニュアンスの相違はございますが、いまや日中国交正常化というものは、国民世論の大勢を占めておることでございます。総理は、あるいは政府全体を通じて、あらゆる接触を通じて、この日中国交正常化への努力を今後も推

進してまいりたいという考えに変わりはありません。

○西村関一君 いまの御答弁で、政府が従来から述べておられる基本構想については、前から同じことを言つておられますが、つまり、日本政府としては戦争状態もすでに終わつておる、向こうから何らかの形で話しかけがあるならばこれに応じてもいい、こういう態度のように思つておる。ところが、同時に、国連における中国代表権の問題に対しては、現時点においてはどういふ御見解を持つておられますか。

○国務大臣(木村俊夫君) まず第一点の、戦争状態の問題でございますが、確かに、日華平和条約によりまして法的にはわが国と中国との戦争関係は終結したという見解を終結政府はとつております。しかしながら、そういう理論的、法的な問題の扱ひと、今後、日中国交正常化を通じて、その過程においてこの問題をいかに政治的に現実的にとらえるかということ、また別の見地で考へてしるべきかと思つておる。

また、第二の点でございますが、国連代表権の問題、ただいまのところ、はっきり申し上げて、政府としてまだその最終案を得ておりません。もちろん、これは日中という二国間の問題だけではない、国連という多数の舞台における処理でございますから、したがつて、その多数の場における討論あるいは表決にたえ得るような案でなければならぬということから、友好諸国とまだ連絡協議を行ないつつある最中でございます。

○西村関一君 まだ最終的な結論に達してないというお話でございますが、しかし、もう国連の秋の総会は間近に迫つております。すでに世界の各国のこれに対する動きもだんだん明らかになつてきておるわけでございます。いつまでもこういう状態のままでいけるものでないことは言ひまでもございませぬ。どのような点で問題が煮え詰まらぬのか。まだ最終結論に達しないということでございますが、どの点とどの点が問題になつておるのか、この際明らかにしていただきたいと思

います。

○国務大臣(木村俊夫君) 中国の国連代表権の問題、これはいろいろ従来のいきさつがございませぬ。しかしながら、特にニクソンの訪中問題が起りましてから、きわめて流動的な動きが出ております。そこで、わがほうの基本方針といたしましては、もうすでに総理が国会の予算委員会で明らかにいたしましたとおり、いまや中華人民共和国が国連に参加するといふことはむしろこれを妨げるべきではない。むしろそれに対する賛成の立場をとるべきではないか。これは第一の基本でございます。第二は、しかしながら、ニクソン大統領あるいはロジャーズ國務長官がわがほうに明らかにしておられますと、さりとて、国府の犠牲にしております。また、これが現時点における国連内の多数の意見ではないか、こう考えますので、この二つの基本を一体どういふふう調整して、しかも、多数の場における国連総会の討論、表決にたえ得るような案を得るかということについて、正直のところ、まだ苦慮して最中でございます。

○西村関一君 御承知のとおり、アメリカの上院におきましても、台湾蔣介石政権の問題について新しい動きが出ておるようでございます。また、わが国におきましても、超党派の日中国交回復議員連盟がございまして、この連盟の動きも活発になつておるし、また、超党派でこれに関する決議案を出そうという動きもあることは御存じのとおりでございます。こういう内外の動きに対しまして、政府はどのように対処しようとお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(木村俊夫君) 国会において日中国交回復に関する決議案の提出問題が問題になつておることはよく承知しております。政府としてこの日中間題に対処する基本は、先ほど申し上げましたとおり、国連代表権を含めまして、いまや中国が国際社会にできるだけ早く復帰すべきである。また、国際情勢の中におきまして、いままでの日本が中国との非常に断絶した関係をこの際思い

切つて調整する必要があるのではないかというの

が、いまや国民世論になりつつあるのであります。そういう認識の上に立ちまして、政府といたしましては、今後国際情勢の中で、日本の利益を踏まえながら、しかも緊張緩和に資するようの方策を今後とつていきたい、そういうふうにお考えをしております。

○西村関一君 政府のお立場もお考えもわからぬわけではございませんが、従来から述べてこられた国益と国際信義、また、極東におけるこの国際情勢といふものを踏まえて日中間題を処理していきたいというお考えは変わつてないと思つておる。しかし、これととも、国際情勢、極東の安全保障という問題も、現時点におきましては相当状況が変わつてきておると思つておる。いままで打ち出しておられなかつたところの中華人民共和国の国連加盟はこれは必至の実情にあるし、日本国政府としてもこれに協力していくという方針をとつておる。これは確かに従来から考へると一歩前進した形になつてきたと思つておる。この極東の安全保障を勘案して従来からちゅうちゅうしておられた点、その点が変わつた。それゆゑに、国連に中華人民共和国が加盟することによりまして日本国政府としては協力の姿勢をとる、こういうふうにお考えをしております。

○国務大臣(木村俊夫君) 私は、端的に率直に申し上げれば、確かに国際情勢も非常に変わりつつあるのでございます。また、その中における中華人民共和国のあり方もずいぶん変化しつておると思つておる。そういう意味におきまして、やはりこういう緊張緩和の方策をとつていく上におきまして、そういう具体的な方策をとつていくかといふことは、当然外交の基本でなければならぬと思つておる。そういう事態に即しまして、従来の、過去のいきさつもいろいろございませぬけれども、この際、この日中国交正常化について相当思い切つた判断のもとに外交政策を進めるべきだといふ見地

に政府は立つております。

○西村閣一君 いまお話しになりましたような御判断のもとに相当思い切った措置を講じていくべきである、外交手段を講じていくべきである、このようにことを言われたのでございますが、相当思い切った外交手段ということはどういうことを意味するの。

○國務大臣(木村俊夫君) 先ほど御指摘がありましたことと、まず中華人民共和国が国連に復帰すべきである、それが望ましいことであるということとを政府はこのたびの国連総会における対応の姿勢として明らかにしております。まず国連における中国代表権の問題の取り扱い、その後における日中国交正常化への努力を通じてその政策を明らかにしていきたい、こう思っております。

○西村閣一君 国際信義ということを常に言っておられました。これは蔣介石政権に対する日本国の国際信義ということであつたと理解するのでございませぬが、きのうの予算委員会における森委員との質疑応答の中におきまして、個人的な信義の問題と国際情勢の中にある日本国の進むべき道とはおのずから別個に考えるべきではないかという意味の質疑に對しまして、その点は總理も同意されたように私は仄聞したのでございませぬが、この点につきまして、政府のお立場としては台湾政権の問題の処理についてはむずかしい問題だということでは理解いたしませんけれども、来たる秋の国連総会までにこの問題についてはどういう形で検討していかがれますか。検討中といつても、模索しておられるわけじゃないと思ふのでございませぬが、どういふ形で検討を続けていかれるお考えでございませぬか。

○國務大臣(木村俊夫君) もうすでにたびたび明らかにしておりますが、あらゆるレベル、パイプを通じて中華人民共和国政府との接触を見出し、いきたいと、こういう努力をしております。

○西村閣一君 ちょっと私はつきり聞かえなかつたのですが、申しわけありませんが……。

○國務大臣(木村俊夫君) たびたび申しております。

すとお、やはりこれは話し合を開くことが先決問題でございまして、お互いのいままでの立場の理解なくしてはこの話し合いが成熟いたしません。そういう意味におきまして、政府といたしましてはあらゆる接触——大使級接触あるいはもつと高いレベルにおける接触等を通じて、中華人民共和国政府との理解の促進を続けていきたい、このように考えでございませぬ。

○西村閣一君 それは、中華人民共和国との接触をより密にして話し合いを深めていきたい、そのうちで台湾の問題も解決に向かうより努力していきたいと、こういうことではございませぬか。

○國務大臣(木村俊夫君) まあ、日本政府のそういう願望にもかかわらず、まだ不幸にして中華人民共和国のほうから何らの反応がございませぬ。これは事実でございませぬが、なおこれを断念せず、昨日の總理の国会における発言にございませぬとお、あらゆる呼びかけを通じてその実現をはかつていきたい、このように考えでございませぬ。

○西村閣一君 私はこの際特に政府に要望いたしたいと思ふことは、あらゆる呼びかけを通じて話し合いの機会をつかんでき、こちらからどのように働きかけても一向応答がないということの言われませぬが、日中問題は私どもにとりまして長い歴史があると思ふのでございませぬ。古い昔のことはさておきまして、明治百年の歴史、特に日清戦役以後の好ましくなかつた日中関係の歴史を振り返つてみますときに、いかにわが国が中国に對して罪悪を行なつてきたか、これは日清戦争以後中国をべつ視し、中国を虐待し、中国をひどい目にあわせてきたか。特に大東亜戦争のときに、おいて日本軍が中国大陸の人たちに対して行なつたまじりましたところの残虐行為、このようにものは、この際私どもは忘れようとしても忘れることができないと思ふのでございませぬ。特にあの南京虐殺事件のごとき、昨今日本の報道関係も取り上げて、これを明らかにしてまいつておりますけれども、当時日本國民は、ナチスドイツがユダヤ人に対して行なつたアウシュビッツのあの大残虐行為

にも匹敵するようなことが伏せられておつた。よくやくこのごろの問題がぼろぼろ各新聞雑誌等において報ぜられてきておるのでございませぬが、南京虐殺事件だけではございませぬ。その他、今回大東亜戦争におきまして日本軍が大陸中国の人民に對して行なつてまいりました非道な行為に對して、日本国政府としては何らこれに對して中国に對して謝罪をする、あるいはその罪を償うというふうな意思表示をしたことはないと思ふのでございませぬ。昨今、ニクソン氏が北京を訪問するといふような時代になつてきたことから、政界は言うに及ばず、財界からも北京に大きく目が向けられておるし、姿勢が変化してきておる。台湾に向けられておつたところの眼が北京に向けられてきておるということではございませぬが、そういうことの前には、中国と友好親善をはかつていく、国交正常化をはかつていくということを考えます前に、私どもは、かつての五十年來の歴史の中において日本が大陸中国の人たちに行なつたそういう非道な行為に對して、まことに申しわけありませんでしたという謝罪の意思表示することが日中国交正常化の前提とならなければならぬのじゃないかというふうには私は思ふのでございませぬ。そういうことなくして總理がかりに何らかの機会に北京に行かれましたも、どういふ顔で行かれるか。私は、そのことを抜きにして日中国交の正常化、日中国交の回復ということはできない。もちろん、そういうことにつきましては中国側としては少しもそういうことは言っておりませぬし、そのことに對して日本をとがめだてするといふような言動はありませぬ。しかし、それであればあるだけに、日本に私は思ふのでございませぬ。いろいろな代表団が北京に行く。各政党も行く。また、政府も野田訪中団を派遣しようとなつていらつしやる。財界も出かけていく。そういうことでは、私は、日本人としての謙恥心といひませぬか、そういうものが疑われるのじゃないかといふふうに思ふのでございませぬ。このように考え方に立つて、政府はまず日

中国交の正常化につきまして、私のいま申し上げましたような見地に立つて何らかの措置を講じていくということをお考えになつていただけないでしょうか。また、議会は議會としても、私は超党派でむしろそういう形の決議をするといふようなことを考えられていいのじゃないかと思ひますが、議會のことはともかくといたしまして、政府としてこの問題に對してどうお考えになりますか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(木村俊夫君) わが国が中国大陸——これは中国大陸だけではないに、アジアの諸国に非常に迷惑なことをいたしました。そういう反省の上に立つて戦後平和憲法が制定され、守られて、再びそういうあやまちを繰り返すことのないような措置を國民總体がとつておる。そういう基礎の上に立ちまして、日中国交正常化の政府としての考え方も、当然そういう道義的基礎の上に立つた交渉でなければならぬと、こう考えます。

○西村閣一君 アジアにおいてかつて日本がやつた犯罪行為に對して、再びそういうあやまちを繰り返さないという精神からいまの憲法が制定された、このようにございませぬが、この憲法が果たして守られているかどうか。憲法の精神がどれだけ貫かれておるか。憲法を改正しようという動きもあるやに何つておられます。そういう動きの中において、いま憲法があるから、の憲法の精神によつて平和を促進していくんだと大臣が幾らおっしゃいますけれども、これはそのままのことばを受け取ることではできない。中国側としても、日本國憲法があるから、これで日本も心を入れかえておるのだといふふうには受け取らないと思ひますが、その点、重ねてお伺いいたしたい。

○國務大臣(木村俊夫君) 平和憲法を守らうとするのは、これはもう國民に定着した問題であるので、私はその点について懸念はいたしません。しかしながら、これについて、アジア、特に中国において、日本に軍國主義が復活の傾向があるといふような認識をしておるようでありませぬ。これはいろいろその原因もございませぬが、わが国が

戦後非常に経済的に国力が大きくなった。また、
経済進出のあり方等について非常にいろいろな批
判をこうむっております。そういう面から、アジ
アあるいは中国にそういう懸念を生ぜしめてお
る。これが最大の原因だろうと思います。そいつ
りのような誤解、あるいは場合にによっては曲解も
ございましょう。そういうものを解消するために
も、一日も早く国交正常化をはかって、そこに兩
国民同士の理解を生み出していかねければならな
い、こういうような考え方に立っております。

○西村閣一君 おっしゃるとおりだと思っております。
ざいませけれども、私は国交正常化をはかるため
の日本国の姿勢の問題を申し上げておるのでござ
います。もう三十年前の、かつての戦争のとき
に行なつたあの残虐行為に対して何ら責任を感じ
ていない、何らその罪を償おうという精神を持っ
ていないというのは、私は国交の正常化はでき
ないと思つておられます。大臣は南京大屠殺事
件の内容について御存じだと思つていますが、これは
実に悪虐無道なことをやつたんでございまして。私
は、この国会の委員会の席上で、いまさらそいつ
う昔の悪夢を取り立てて政府を追及するといふよ
うな考えはございせん。これはお互いの問題、
お互いの姿勢の問題として、この際、この問題に
対してもっと真剣に責任を感じ、戦争責任を感ず
るだけではなくて、こういう戦争には残虐行為が
つきものだと言えませすけれども、このような悪
質な悪虐無道な事件に対して目をおおられていくこ
とは許されぬ。中国が黙っているからといって、
そのままで過ごすことはできないと私は思つて
ございませす。そういう意味において、私は、
もしかりに総理が北京に行かれるというようなこ
とがあった場合、その姿勢なくしては、私は話し
合ひはできないと思つておる。何も卑屈になれと
は申しませぬ。しかし、やつたことの責任を負う
と、これはそういう形で真剣に話し合ひをするとい
うことが必要じゃないかと私は思つてございま
す。これは大臣の個人の御見解でもけつてござい
ませすから、もう一度その点に対してお考え

をお伺いしておきたいと思つておる。
○國務大臣(木村俊夫君) 兩國が、特に政府があ
る交渉を持ちますときには、利益といふものを背
景にして、これはきびしい現実がございませす。し
かしながら、その際におきまして、いま西村先
生が言及されましたような、いままでの過去のい
きさつに基づいて道義的な精神といふものは貫かれ
ていなければならぬと思つておる。これは個人的見
解でございませす。

○西村閣一君 私は、国民の間からも、国民の世
論の間からも、日中国交回復、日中国交正常化の
問題に対して、いま私が申し述べましたような意
見が出てきておる。これは新聞その他の投書、国
民の各階層の投書の中から見ましても、まず、そ
ういうことからやらなければ、ほんとうの正常化
はできないんじゃないかという意見が出てきてい
るのであります。これにわれわれは目をふさぐこ
とはできないし、また、そういう声があつてこ
なくても、われわれ指導的な立場にある政府当局
及び国会議員といたしましては、この点から出直
していくといふことが非常に大事な点ではないか
といふふうに考えますから、私は、この点につき
まして政府当局の猛省を促しておきたいと思つて
ございませす。そのことなくしては、私は、こと
ばは悪いですがけれども、幾ら北京参りをしまし
ても、私は問題の解決にならない。ほんとうに腹と
腹と触れ合ひ、心と心と触れ合ひるところの話し合
ひ、真の外交といふものは私はできないと思つて
ございませす。そういう点から、御答弁は要りま
せんですから、重ねて、私は政府当局にお考えを
願いたいといふことを申し上げまして、一応この
問題についての質問は終わります。

次の問題に入りたいと思つておるが、第二の問題
は、かねてからの委員会においてしばしば論議
をされてまいりましたベトナム和平の問題でござ
います。回を重ねてまいりましたベトナムの和平
のバリ会談がようやく大詰めを迎えつつあるやに
りかかわれるのでございませす。これは南ベトナム
臨時政府の代表から提案されております最近の提

案、七月初めに提案されております七項目の提
案、これに対して、まあ、ベトナム共和国側の代
表は別といたしまして、アメリカ側もその他の
國々もきわめて好ましい反響を示しておると思
います。こういう七項目の提案に対して、アメ
リカ側はまだに回答をいたしてございませぬ。こ
の七項目の提案に対して、これをどう煮詰め
ていくかということが、これが私はバリ会談が成
功するかあるいは失敗するかの一つのキーポイン
トだと思つてございませす。こういう点につきま
して、ベトナムの行くえにつきまして、外務
当局といたしましてはどのようにお考えになって
おいでになりますか。

○國務大臣(木村俊夫君) 南越臨時革命政府が提
起しました七項目、米側もこれについていままで
にない非常に積極的な要素を含んでおるといふ評
価をいたしておられます。特に、米軍の撤退と見合
わせて俘虜の釈放をコミットしておるといふこと
は、非常な前進だろつと思つておる。したがいまし
て、米側といへども、この問題についていまま
た、南越政府は別の提案を出しておられます。御承
知のとおりでございませす。バリ会談を通じてこの
問題についての相当な前進があるかとは思いま
すが、ただ七項目の中に入っております南越政府
を否認するといふ政治的な項目、これについて
は、おそろく南越政府もあるいは米側も直ちにこ
れを否認したい事情から申しまして、これによ
つて直ちにバリ会談が非常にスピードに進行
するといふことはまだ時期尚早であらうと思いま
す。

○西村閣一君 南越政府を否認するといふこと
じゃなくて、やはり民主的な平和的な政府をつ
くろつという提案だと思つてございませす。従来、
チャーキーキエム、大統領、副大統領、総理を
否認いたしておりましたけれども、今回の提案の
中におきましては、チャーキー大統領は別といたしま
して、キ副大統領、キエム総理は名をさしをいたし
ておりませぬ。含みのある提案の項目だと思つて
ございませす、とにかく平和的な民主的な南越

の政府ができるならばこれは協力していきたい、
そういうことでございませすし、これは何も北越の
ベトナム民主共和国の勢力下に置くというのじゃ
なくて、南越の自主的な民主的な総意によつてつ
くられるところの新しい政權、そういうものが話
し合つていこう。こういうふうにだいたい様子を変
わつてきておる。こういふふうには受け取つてござ
います。この受け取り方につきまして、日本
政府は、その点、従来と同じようなお考えでござ
いますか。

○國務大臣(木村俊夫君) まあ、總じて、いまま
でよりは非常に前進的、柔軟な内容であることを
認めるにやぶさかではございませぬ。しかしなが
ら、この七項目の提案に対する南越政府の受け取
り方、これは必ずしもいま言われましたような受
け取り方をしておらないようです。まあ、しか
し、こういう問題を含めて、この七項目がこのベ
トナム問題の解決に、政治問題を別にいたしまし
ても、非常に大きな前進を与えるであらうとい
うことは、日本政府としても十分予測しておると
ころでございませす。

○西村閣一君 いま大臣がお話しになりましたよ
うに、政治問題とは別個にこの停戦の問題は考
えるといふことを言っておられます、アメリカ軍の
撤退のスケジュールがきまつて発表されるなら
ば、米軍の捕虜釈放の日限も同時に発表するし、
その最終的な終結を迎えるのは同時に進行する。
つまり、撤退と捕虜釈放とは最終的には全部同時
に行なうのだといふことをも言っておるでござ
いませす。そしてまた、南越におけるこの政治
情勢とは別個に停戦の問題を考へると言ってお
るわけにございませす。ですから、この問題に対
しては、米側は、非常に慎重に取らなければならないと思つてござ
いませす。非常に大事な段階に来ておると思つて
ございませす。日本政府といたしましては、これ
らの情勢に対して敏感にその実情を把握しながら
も、やはり米側に対しても言ひべきことを言ひ、打
つべき手を打つていくことがきわめて大事

な時期に来ているのじゃないかと思つてござい
ますが、いかがでございますか。

○國務大臣(木村俊夫君) 私どももそういう認識
を持つております。ただ、この米中接触と申しま
すか、ニクソンの訪中発表によりまして、非常に
短期的には北ベトナムの反撥等もございまして、
にわかに楽観はできませんが、長期的に見ますと、
ニクソンの訪中自体が、この北側の、南越臨
時革命政府の七項目と相合せまして、ベトナム
問題の收拾に非常に明るい見通しを得た、こうい
う考え方のもとに、従来もわが国としてはできる
だけの努力をしておりますが、なおその努力を重
ねてまいりたい、こう考えます。

○西村閣一君 ニクソン氏の中国訪問がベトナム
和平に対してもきわめて明るい見通しを与えてい
る——と言われますが、私は必ずしもそうはとら
ないのでございまして。これは北越のニヤンザン紙
などの論調を見ましても、必ずしも北越側はこれ
を歓迎してはいないように見受けられるのでござ
います。それは従来一貫してはいるのです。つまり、
中国の干渉を受けたくない。アメリカの干渉も受
けたくないが中国の干渉も受けたくない、あくま
でもベトナム和平はベトナム人の手によって解決
したいという従来からの方針が貫かれておると私
は思つてございまして。ですから、必ずしもニク
ソン氏の北京訪問ということがベトナム和平に対
していい影響ばかりを与えるとは私は思わないの
でございまして、それらの動きに対しては日本
政府としては一番大きな関心を持たなければなら
ない事態に來ておるといふふうに考えますので、
私は政府当局の見解を伺つてはいるわけなんでござ
います。でありますから、もちろん、これは南
越——ベトナム共和国の側に最近の情勢の変化も
ございまして、また大統領の選挙もございませ
し、いろいろな情勢がからんでおりますけれども、
しかし、パリ会談がやっぱり私は正念場だと思
つてございまして。これに対して政府としては重大
な関心を払つていただいて、特にアメリカ側に對
して、よくいわれませうように、アメリカに追いつ

るのではなくて、日本政府としてのベトナム和平
に關する自主的なアジア外交を推進していく。日
本政府といたしましては自主的な立場で、この
際、アメリカの側も誤らせないように、やはり主
導的な役割りをとつていただきたいと思つてござ
います。いかがでございますでしょうか。

○國務大臣(木村俊夫君) 重ねて、ニクソン大
統領の訪中発表が短期的には北に対する一つの反撥
となつてあらわれておりますが、しかし、長期的
には、パリ会談に間接的ではございまして、大きな
影響を与えるであらうという事は、私は十分見
通されると思つております。したがって、そういう
新しい情勢下におきまして、当然わが国政府も、
従来ジャカルタ会議等における努力、またICG
等を通ずる努力等をもつと積極的に推進いたしま
して——数日前もオーストラリアの労働党党首の
ホイットラム氏からいろいろ話を聞いております
が、やはりこのインドシナ戦争の解決の方式があ
まりにもアジア式に傾いていない。と申しますの
は、逆に言えば、きわめて西歐的な解決にゆだね
られておるところに、中国あるいは北ベトナムの
反対意見が非常に生じておる原因であらうと思
います。そういう意味におきまして、わが国はア
ジアの有力な一員として、当然この問題につい
ていま以上の積極的な努力をいたさなければなら
ない、こう思つております。

○西村閣一君 パリ会談が妥結をいたしました場
合に、国際的な保証を取りつければなりません
。それにはやはり国際会議の開催というものが
当然考えられます。そういう場合に、いま大臣が
おっしゃいましたように、アジアの考え方に立つ
てアジアの諸国を含めた国際会議——含めたとい
うよりも、むしろ重点的に考えられたところの
国際会議を開くべきであるというお考えを述べら
れたようでございまして、これに対して日本政府
も積極的に協力していきたい。もしかりに、そう
いう国際会議が開かれた場合に、関係諸国が同意
いたしました場合に、日本政府としては、これに
参加して協力する御意思はございまして。

○國務大臣(木村俊夫君) その招集される会議が
どういう形になるか、あるいは新しいジュネーブ
会議の開催という形になるかどうかわかりませ
ん。しかしながら、そういう会議が招集、開かれ
ますときには、当然、わが国はその一員となつて
参加すべきである、こういう考えでおります。

○西村閣一君 参加すべきであるというお考え
は、大臣としてお述べいただいたわけではござい
ます。そういうふうな受け取つてよろしゅうござ
いますか。

○國務大臣(木村俊夫君) そのとおりでございま
す。

○西村閣一君 わかりました。
じゃ、時間がありませんから、次の問題につ
いて質疑をいたします。

それは、いまアジアにおいて起つております
いま一つの大きな問題は、東パキスタンにおい
て起つておりますところの紛争の問題でござい
ます。これは国内問題でありますから、論評をす
ることには避けなければならぬと思つてござい
ます。しかし、見のがすことができないのは、この東
パキスタンにおいて起つておりました紛争のため
におびたらしい数の難民が東パキスタンからイン
ド領内に流れ込んでおる。その数は六百万人と
いい、七百万人という。そして、毎日、数万人
の難民が非常なみじめな状態でインド領内に流れ
込んでおるというのでございまして。私は、
特に東パキスタンと西パキスタンとの問題、及び
東パキスタンに起つておりましたところの紛争の
解決につきましては、次の時点において考えるべ
き問題だと思つておる。いますぐには考えなければ
ならぬのは難民の問題だと思つておる。

この東パキスタンからインド領内に流れ込んで
きた難民、また東パキスタンの領内にあるところ
の難民、こういう人たちに對してはどのよう
な手打たれておるか。日本国政府としてはどのよ
うな救援の手が差し伸べられておるかというこ
とをまず伺いたいと思つておる。

○國務大臣(木村俊夫君) 三月末から東パキスタ
ンにおける内乱によって生じたパキスタン国民の
難民が非常に増加しておりますが、それが、先ほ
どおっしゃいましたように、インドに流入した数
は、もうすでに六百万人をこえておるようござ
います。したがって、もうすでに前から、
インド政府からも、そういう意味における救済を
日本政府に強く要請してきております。また、
国連におけるウ・タント事務総長のアピールもご
ざいますので、政府といたしましては、六月八日
に、閣議決定をもちまして、まず二百五十万ドル
の難民救済費を支出することを決定いたしました。
今後、インド政府がインド領土内の難民の処理
についてどういふ扱いをいたしますか、その情勢
に応じて、またわが国からの、東パキスタン
及びインド政府に対する援助のしかたを考えなけ
ればならぬという状態でございます。

○西村閣一君 閣議決定されました二百五十万
ドルに相当する救済物資は、どういふルートを通
じ、どのような品物を、どのように送られました
か、何つておきたいと思つておる。

○説明員(須之部重三君) 物資は、実は政府の、た
だいま申しました二百五十万ドル——九億円で
ございまして、これは米でございまして。そのルート
は、国連とFAOでやつておられます世界食糧計画
のルートを通してくれというのでございまして
ので、このルートを通して提供するということ
になっております。で、その米は、現物にいたしま
して一百万六千トンでございまして、七月二十七
日から三回に分けて輸送され、八月の末までにすべ
て現地に到着するという予定になっております。

○西村閣一君 米だけですか。

○説明員(須之部重三君) これは、国連のほうか
らのアピールでも、日本に対しては特に米を期待
しておられます。この二百五十万ドルは米にいた
しました。

そのほかに、実はコレラの対策といたしまして
コレラのワクチンの要望がございまして、これは
WHO、つまり世界保健機構を通じてございま

すが、このほりに、約三百万円見当でございすが、このワクチンを出してあります。それから、これは政府でございせんが、日本赤十字のほりがインドの赤十字のほりからの要請を受けまして、これは医薬品その他一般物資でございすが、約七千五百万円の物資を、これは日赤のほりから提供してあります。

以上が大体現状でございす。○西村閣一君 私は、政府がいち早く閣議決定をされていろいろ措置をとられたというのことに對して、一応これは評価するのでございす。しかし、その額があまりにも貧弱であると思うので、私のいただきました資料によりまして、米國は九千万ドル以上を出してあります、英國は千九百二十万ドルから出しております。オーストラリアはやはり千九百二十万ドルというふうになっております。そういう國々と比べまして、額から見まして、アジアの大國である日本、しかも、GNP二位である、三位であるといわれておる日本といまして、あまりにも少ない額ではないかと思うのでございす。また、聞くところによりまして、難民の数はますますふえておるし、食糧に困っておるだけじゃなくて、子供のミルクだとか、医薬品だとか、あるいは難民を収容するところのキャンプの資材、そういうものも非常に欠乏しておるということ。また、日本が送ったトラックのようなものも、パキスタンにおきましては、必ずしもパキスタンの難民のために使われてないで、他の用に使われておるといふことも聞きますし、インドに送られたものにつきましても、十分にその効果があがっていないといふふうにも聞くのでございすが、この状態に對して、日本政府は、いま木村大臣は、状況をよく見た上でさらに必要な措置を講じていくのだというお話でございすが、これはやはり緊急を要する問題だと思ふ。人道上の立場から、私は、日本政府としては、もっと真剣に、この東パキスタン難民の救済の問題に對して処理をしていただかなければならないと思うので、いかがでござい

ますか。○國務大臣(木村俊夫君) 従来としまして、いろいろ人道的な立場における救済が、非常に遺憾ながら、政府の対応する手がおくれがちでございす。今回はいち早く対応はいたしましたけれども、その金額等が認識されておらずで、ただ問題は、現地在に把握していきような現状でございすし、輸送手配その他が非常に困難である。いま西村先生が言われましたように、はたしてその救済品が実際に難民の手に届くまでの過程におきまして、一体どういふふうになっておるのか、なかなか把握しにくいよな現地の事情でございすが、しかしながら、そういう問題は別といたしまして、世界各國のこれに對する救済の規模に比較いたしますと、遺憾ながらまだ非常に不足をしておりますので、政府部内でもできるだけ早い機会に情勢に應じた手を打たなければならぬ、こういうことを考えております。

○西村閣一君 ぜびひとつ十分な事実をつかんで

○西村閣一君 政府は、東パキスタンからインド領内に流れられました難民の状態に對して、外務省は所管でございすから調査をしておられると思ひますが、諸外國では、私の聞いたところでは、アメリカ合衆國だとかその他の國々からは有力な調査団を、國連はもちろんでありますが、送つておられるのでございす。宗教団体も送つておられるのでございすが、日本政府としては、状態を把握しにくいといふことでございすから、的確な状態を知るためには有力な調査団を派遣するということも考へるべきであると思ひますが、外務省はその点に對してどう考へておられるか。

○國務大臣(木村俊夫君) 特別の調査団はまだ派遣するに至っておりませんが、現地のカルカッタ総領事館を中心にして、それに本省の人を派遣いたしまして、極力現地の把握につとめておられるのが現状でございす。

○西村閣一君 ぜびひとつ十分な事実をつかんで

いただきまして、これは政府はもちろんのこと、

民間にも訴えていただきまして、人道上の立場から、六百万あるいは七百万—つまり数も正確につかめないおびただしい難民が非常に困窮の状態にあるといふことに對して、敏速に適切な措置を講じていただきたい。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。○委員長(松平勇雄君) 速記を始め。○石原慎太郎君 中國問題については、いままでずいぶんいろいろな質問が繰り返して出しまして、前外務大臣はこれをいみじくも懇問懇答の繰り返してと喝破されましたが、おもしろもニクソンの北京訪問がきまりました新しい時局でもありまので、いささかオーバードラップするかもしれせんが、二、三政府の基本的な見解に對してお尋ねしたいと思ひます。

日本の外交に對して外務省が米國との一体感をいかほど強くしておられまして、中國問題に對しては日本とアメリカの利益というものはおのずと違つてくると思ひます。といふことは、この問題に日本側あるいはアメリカ側からつけるべき条件や解決の原則というものが違つてくるべきだと思ひますが、いずれにしても中國問題の解決の方法、方式が必ずしも日本とアメリカが一致し得ないものであり得るということをお考へにならなすか。そうお考へにならなすか。

○國務大臣(木村俊夫君) 確かに石原さんおっしゃったとおり、たいへんな違いがあると思ひます。もう現にこの接触のスタートが非常に違つております。これが第一点であると思ひます。もう当然ながら米國はワルシャワにおいて百三十六回にわたる政府接触がすでに行なわれてお

り、しかも、不幸な、戦争状態ではなかつた。もちろん、朝鮮戦争、ベトナム戦争等を通じて米中間に断絶はございましたが、そこに基盤的な關係はずつと続けられており、こういう關係がまず日本との立場と根本的に違つておると思ひます。したがって、戦争状態が法的にあるか現実的にあるかという問題を別にいたしまして、確かにわが國は經濟交流、貿易交流、人的交流では、もうアメリカよりあるいは十数歩先んじておられますが、そういうよな不幸なままでの政治的ないろいろな歴史的経緯から見まして、政治的接觸においてははるかにアメリカよりおくれおるところが、たいへんな私心は違ひであらうと思ひます。石原さんの御意見に同感でございす。

○石原慎太郎君 日本とアメリカの中國問題における利益の違ひというものが、ますますこれから、日本とアメリカの間に介在する問題を踏まえて、開いていくと思ひますが、その違ひといふもののほんとは、日本が日本自身の外交によつて獲得なり解決していかなければいかぬと思ひます。で、私は従来日本の政府が中國問題の解決に對して、それを相手側がどう受け取ろうと、いずれにしても、日本側の原則といふものを政府の責任ではつきり出されることなくして過ごしてまいりました。今回ニクソンが北京に訪問し、どのような話し合いが行なわれるか、これは全く憶測のさらに憶測しかできませんでしようが、もし日本政府が中國問題の解決に對して日本側の原則を、北京がどう受け取ろうと、そういうものを提出しておつたならば、アメリカの中國問題に對する解決の姿勢といふものに、アメリカも当然、アメリカの最も強いきよな友好國である日本といふものの利益を、アジア問題の中で踏まえなくてはならないといふからみで、アメリカのこれまでの對中國の姿勢といふものに規制を加え得たのではないかという気がいたしますが、それは別といたしまして、ニクソンが五月までとい

うのは何らかの期間があるわけでありすが、こ

の時点で日本の政府が日本が望む解決の原則というものを出したならば、それまでおそれなく日本の総理が北京を訪問することはあり得ないと思ひます。ニクソンと毛主席との話し合いの中で、ニクソンが日本の立場というものを配慮しての発言というものがあつたのではないかという気がいたしますけれども、こういふことで、私は、日本が政府の責任において何らかの日本側の原則を出すべき時期に來てゐるのではないかという気がいたしますが、いかがお考えでしょうか。

○國務大臣(木村俊夫君) 先ほどお触れになりました日米兩國の国益の中に占める中国問題のウエイト、これがたいへん私は違ふと思つてゐます。今回のニクソン大統領の訪中発表の背景となるのは、いまアメリカの国内的、國際的、一番大きな問題はベトナム問題です。これが私はもうほとんど大きな理由であり原因であつたらうと思ひますが、その面について、ある意味におきまして、アメリカは中国問題へのアプローチに対して非常に数多くのカードをみずから持つてゐる。そのカードを一つ一つ出すことによつて米中接觸がはかられる一つのゆとりを持つてゐる。しかしながら、わが國の中国問題に対する取り組み方においては、非常にアメリカと違つて、もうすでに問題に直面してゐる。すなわち、台湾問題の処理を講じないと日中接觸がなかなか行なわれたいというよきな立場に立つてゐるところが、アメリカにおける中国問題の一つの順位と申しますか、日本における中国問題の順位との差をあらわしておるということが言えると思ひます。したがつて、御指摘のとおり、この問題を扱うにおいては、もはや相当原則論に触れた点まで踏み込まない、中国は日本政府との接觸を好まないだらうということ、これはおのずとわかることであると思ひますが、しかしながら、伝えるところによりまして、今度のニクソン大統領の訪中、非常にいろいろ観測が乱れ飛んでおりますが、どうもまだまだ台湾問題についての最終的処理まで暗に了解された上でのキッシンジャー・周恩来の会見ではな

かつたように伝えられております点が、またこれ、日本とアメリカとの中国問題へのアプローチの差としてあらわされておると思ひます。

○石原慎太郎君 そのアメリカ当事者の政治全般の状況を考えても、ニクソン大統領の次の大統領選挙というものを對するキャンペーンいろいろいろいろあつた見方もあるでしょうが、私はしかし、おつしやつたように、北京問題は非常に流動的な状態で行なわれると思ひますので、日本側がここである原則を出すことによつて、ニクソンと北京当事者との話し合いの中に、アメリカにとつてやはりアジアにおけるバイタル・インタレストたる日本に對する配慮は当然持ち込まれると思ひますが、そういう規制を日本の外交の当事者を通じて考慮するべきであると思ひます。

次に、日本とアメリカの中国問題における国益の微妙な差といふことで一番気になりますのは防衛と安全の問題でありますけれども、アメリカがさつきおつしやつたような中国問題の解決に持つておるカード、つまり、中国問題を解決しようとするモチーフの一つの大きなものであるベトナム問題といふものが何らかの形で解決するなり、あるいはその解決に大きな進展を見た場合、一年の十一月に行なわれた日米共同声明の中で、極東東条項に對する日本側とアメリカ側の解釈といふものが違つてくるのではないかと、そういう可能性があり得るのではないかと気がいたした思ひますが、この点、いかがお考えでございませうか。

○國務大臣(木村俊夫君) 私は、おこぼを返すようでございますが、解釈の違いが今後生ずるといふよりは、むしろ共同声明の中の、いまおつしやつた朝鮮条項、台湾条項の意味合いが、實際の實質面、実體面が、今後、情勢の変化と申すよりは、むしろ米中緊張緩和によつて生ずる國際環境の改善の中でその実體面が變つてくると思ひますので、日米兩國政府が共同声明のあの極東東条項についての解釈が變つてくるよりは、むしろ共通の問題として日米兩國政府でこの共同声明の運

用において實質的な變化があらわれてくるべきだといふことを考えております。

○石原慎太郎君 最後に一つ大事な問題でお聞きしたいのですが、ことしの秋の国連総会で中國—北京が議席を持つ可能性といふのが非常に増加してまいりましたが、かりに、といひますか、そういう前提で國連で北京が中國の代表権を持つた場合に、それはあるいは持ち得るにして、政府の見解として、それは過去から現在までの中國大陸における政治的、事實的、實質的變化に基づいて北京が台湾とつまり代表権を交代したのか、それとも、いままでも不当な議席を占めていた台湾にかつて—かわつてといひますか、かわりに北京が復権したのか。オールターネーティブな北京とレシーションかどうかであるのか。どちらであるべきだとお考えでございませうか。これは当然、戦争継続の問題や賠償の問題につながつてまいります。私、さきの外務委員会で条約局長に、一九三二年ですか、延安の中華ソビエト人民共和國臨時中央政府が一方的に日本に發した戦争宣言といふものが國際法的に合法かどうかと聞きまして、条約局長は、その限りでは合法ではないと思つたといふ見解を表明されましたが、私は非常にそれを評価するものですが、条約局長の言ふこともさることながら、この局面で將來非常に可能性の強い、あり得る北京の代表権といふものが台湾との交代であるか、それとも復権であるか、その点、いかがお考えでございませうか。

○國務大臣(木村俊夫君) これは非常に法律的な法律論とまた政治論が両立しておることは御承知のとおりでございますが、アルバニア決議案の理論的裏づけとしては、いま石原委員が言われたように、これは中國代表権の問題である、したがつて、メンバーの交代ではない、こつちよりよきな解釈の上に立つております。しかしながら、いろいろ出でておりますその他の方式、たとえば二重代表権の問題にいたしましても、あるいはその他の方式は、必ずしも國連憲章にいうさういふ法律論に立たないもので、たとえば中華人民共和

國政府、中華民國政府、この二つの政權があることは客觀的事實であるから、それをそのまま國連憲章の法律論にとらわれずに、國連の中にそのまゝ入れるべきではないかといふのが二重代表権の方式の裏づけでございます。そこから申しますと、必ずしもいま触れられましたような代表権の奪権であるか、復権であるかといふことにとらわれずに政治的にこれを解決しようといふ大きな一つの方式の背景にこれをおつしやつておられます。その面について日本の政府としてはいづれにみよするかにいへば、やはり二十数年来原加盟國であり、また常任理事國であつた中華民國政府の立場と、また常任

は、これは從來も合法的にこれを保持しておつたという立場に立たざるを得ません。しかしながら、今後のこの問題の扱いについては、流動する情勢の中でどういふふうな考え方でいくべきかといふことは、また別の考え方でいかなければならぬと、こつち思つております。

〔委員長退席、理事長谷川仁君着席〕

○石原慎太郎君 そうしますと、台湾といふものの存在は評価するといふたてまえからいへば、代表権に關しては復権ではなくしてやはり交代であるといふ見解に近いと解釈してよろしいですか。

○國務大臣(木村俊夫君) 私は、「交代」といふすと、もうすでに示唆されましたように、中華人民共和國が入つてくる、したがつて、その結果として中華民國政府が出ていくといふことであれば交代でございませうか。

○石原慎太郎君 代表権の問題に關して。

○國務大臣(木村俊夫君) 代表権の問題といたしまして、これは結局、いま申しました政治的解決がはからなければならぬといふ立場をいまだ友好諸國との間にとつておられます。また代表権の交代といふ法的立場はとつておられません。

○石原慎太郎君 質問を終わります。

○渋谷邦彦君 限定された時間の範圍で、十分意見を尽くせないと思ひますが、きょうは今後の議論のきつかけとして二、三お尋ねしておきたい、こつち思ひます。したがつて、项目的にお尋ねするよ

うにならうかと思いますが、まず初めに、報道されたところによりますと、カナダの進歩党党首のスタンフィールドさんですか、昨日の朝、総理と会見された、いわゆる総理の訪中に対して総理から要請があった、このように聞いておりますが、その事実があるかどうか。もし、事実だとするならば、どういふ内容を示されたのか。この点、いかがですか。

○国務大臣(木村俊夫君) 私、実はその会談には立ち会っておりませんので、まだはっきりした知識は持ち合わせておりませんが、おそらく私の推測では、スタンフィールド野党党首に対して、カナダのいま置かれておる中国との関係において、もし接触することについてごあつせん願えれば喜ばしいという程度のことを言ったのではないかと、こう推測いたします。

○渋谷邦彦君 そうしますと、そう積極的な……
いままで衆参両院の答弁を聞いておりますと、結論的には総理自身も昨日は訪中する意向を明らかにされていらつしやるわけですね。いままでと違つて相当前向きだ、こう理解してよろしいんではないかと、こう思いますときに、たいへんこう消極的な類み方ではないだろうか。なぜならば、いままで出てきたことを整理して考えてみますと、まず迷いでしよう。そして模索し、慎重に検討すると、これが一貫して貫かれていくわけですね。結局どこに突破口を求めたのか。それはいろいろ問題があるだろうと思つて。短時間で、一切これから詰めて結論を出せといつても、それは無理でございませうけれども、やはりこの一歩前進という、そういう立場でどこかに突破口というものを模索されているならば、その模索という段階から一歩踏み越えて切り開くことができないものだろうか、それにしてはあまり消極的ではないか、こんな感じがしますけれども、外務省のほうでは、いまおっしゃつたとおり、全然会談の内容については詳細にわたつて確認されてないということでありまして、これ以上何とも申し上げようがございませぬけれども、そんなふうな理解しておけ

ばよろしゅうございませぬか。

○国務大臣(木村俊夫君) その会談の内容をつまびらかに私は承知しておりませんが、まあしかし、あらゆる接触を通じて北京と話し合いたいという、そういう積極的意欲は、総理は変わりませぬ。したがういまして、それがスタンフィールドさんに希望してかなえられることか、また、それが唯一の道か、当然、これが唯一の道でないことははっきりしております。そういうことの問題がありますと同時に、また伝えられるところによりまして、キッシンジャー補佐官が周恩来と会談いたしましたその際も、お互いに食い違ふ主張をペーパーにしましてお互いに会談したというふうにも伝えられております。これは結局、ある前提を持つていかなければ接触に結びないというふうな北京の日本に対するきわめてきびしい姿勢とは、アメリカに対する考え方が非常にそこに差があるのではないかと、いうようなスタートラインが違つてはいるようですから、しからば、そういう原則をはつきり前提に掲げていかなければ総理の訪中が実現しないとなれば、なかなかこれは困難であらうという見通しも同時に持つております。そういう意味から申しておるのであつて、決して積極意欲に欠けるということではないと思つて。

○渋谷邦彦君 最近、このニクソンの訪中が決定いたしましたから、特に取りざたされている問題の中に、訪中する前に当然訪日すべきではないだろうか、という議論が出ております。まあ、訪日することもけっこうございませうし、あるいは、政府の責任ある立場の方が訪米をされて今回の訪中の真意というものをただしてみる必要、それからまた、これから日本として置かれた位置というものを再確認をし、そしてどういふ展望に立つて日中関係の打開につとめるべきかというところは早急に手を打たねばならない問題ではなからうかと考えるんですけれども、いかがでございませぬか。

〔理事長谷川仁君退席、委員長着席〕
○国務大臣(木村俊夫君) 確かにそういうことを

私どもも考えておりますが、何せ、なかなかそこまで接触に至るまでの道程がむずかしいという点を御理解を願いたいと思つて。まあしかしながら、その接触についての努力をもちろん怠つてはならない。昨日総理が予算委員会でも申しましたこととは、これはもう北京に対する公的な、公式な呼びかけとてははしないという総理の言明、これは、こう申してははしないですが、いままでになつた一つの総理の考え方の表明、だろうと思つてはいます。これに対する北京の対応が直ちに出来るのは私もそこまで考えませんけれども、こういう政府の考え方の積み重ねといふことも、今後、これに対する積極的意欲を機会あることに示すことによつて総理の訪中が実現することは、決して私は可能性はないと言えないと思つて。

○渋谷邦彦君 昨日の答弁を伺つておりました、しきりに国際上の信義を重んじなければならぬ、これはわかります。というふうな関係からでしよう、従来の自由主義国家群の指導階層とも十分話し合いを進めながらきめなければならぬ問題もある、こういうふうな……あるいは私の表現が多少違ふかも知れませんが、そういう趣旨のことをおっしゃつておる。とりわけ私はアメリカだろうと思つておる。総理のおっしゃつておるその本意は、事態が刻々変わっていく、あるいは一カ月過ぎれば、二カ月過ぎれば、またどういふショックキングなことが起こり得るかも知れぬ。こういうきわめて激しい流動性がある状況に置かれておるだけに、何らかの手を打たなければならぬことは、だれが考えても、しるうとが考えてもわかります。そういう場合にどういふスケジュール・スケジュールといつてもちやうと問題があるかと思つておるが、要するに、何らかの対応策というものを立てていって、とりあへず関係国との話し合いを進めるなら進めるものもけっこうでしよう。いろいろなことを踏まえた上で、こうだという日本の立場から中国に対する考え方というものを明らかにしませんとたいへんなことになりかねないということ、いま申し上げてお

るわけですね。その点はどう一体現在進んでおるかという事です。

○国務大臣(木村俊夫君) この日中国交正常化をスケジュールのせて進めようという事は、きわめて私は困難だろうと思つて。したがういまして、まず差し迫つた問題である関連における代表権の問題、この取り扱ひを、間接ではございませぬが、いままでの政府の中国問題に対する取り組み方、ある意味における前進を示すもの、こう受け取つていただきたいと思つておるが、そういう関連の場における中国問題の取り扱ひが、今後、国連の場は別といたしましても、この日中間または日華間においてどういふ一体変化が起つてくるかということも、同時にわれわれはこれをしきりに静観しなければならぬと思つて。まあ、そういうふうな変化、それはまたある意味においてはこの問題に対する国内的なコンセンサスといふものにとりいふ影響を与へるか、私ども常々言つておるのでございませぬが、アメリカにとって中国問題は第三、第四の順番である。しかしながら、わが国にとつては、もういまや第一の順位の問題である。したがういまして、これに關する国内の世論も、いろいろ世論調査にあらわれておると、まだまだ非常に分かれておる。これは必ずしも世論調査がそのまま今後の政策決定の最大の大きな要素になるとは考えませぬ。まあ、しかしながら、はつきり申し上げますと、自民党以外の支持の国民の中にも、この際北京とは仲よくすべきであるが台湾と断絶してはいけないという率が五〇%以上のほつておる。こういうふうな世論の分かれ方というものが、政府がこの問題を扱う上において相当心すべき問題ではないかと思つておる。そういう国際情勢の流動化の中で、この中国問題の国内世論に及ぼす影響、その変化、そういう点も合わせていろいろ考えまして、この問題について取り組んでいきたい、こう考えておる。

○渋谷邦彦君 結論としては、いろいろ申し上げたいこともありますが、来年五月までの

間、いま三月あたりが最も有力じゃないかなんというところも流布されているようでありませうけれども、

〔委員長退席、理事長谷川仁君着席〕

その以前に——まあ以前というか、先ほど冒頭にお伺いしましたように、北京を訪問する前にニクソン大統領を東京に呼ぶ予定は現在ないのか、また、これから考える必要がないのかどうか、その点、いかがですか。

○国務大臣(木村俊夫君) 現在のところ、そういふ予定も、また考え方もございませぬ。

○渋谷邦彦君 それから次に、ちよつと中国問題から離れると思えますけれども、関連がないわけではございせんので申し上げたいんですが、内閣調査室の監修による「国際情勢資料」というのがございませぬ。この中で、ニューヨーク・タイムズの有名なサルツバガーという記者が、一九五七年ですか、葉外交部長と会見をされた中身が出ています。お手元にもコピーがございませぬ。それによりますと、一九五四年の十二月、例の米華相互防衛条約が調印された八日後にダレス長官と書簡の交換をして、そして、その模様について話をされたことが出ています。そのとき、中華民国の葉外交部長が話をした中身が、たいへん気になることが出ています。あるいは、かつて衆議院や参議院外務委員会等で議論されたかもしれませぬけれども、もしそうであるとするならば、もう一べん再確認をしておきたい、こう思います。その中に、「蔣介石がアメリカの許可なしに中国本土に侵攻しない」と約束するが、アメリカのほうも同じように(この部分は公表されていない)というふうに出ているようですが、「まず蔣介石と協議することなしに沖縄駐留のアメリカ軍勢力を大幅に縮小することをしない」と、このように約束してありますというふうな葉外交部長がサルツバガー記者に語ったと出ているわけですよ。もちろん、全然事実のないことがこうして論評されたり、記載されたりすることはあり得ないという観点に立ち

まして、もし、このような約束事が秘密裏に行なわれているとするならば、今後の沖縄返還という問題にあたって重要な事柄に発展しかねないという点で、あえてこの問題に触れたわけがございませぬが、この点について政府筋はどのようにいままで掌握をされていらつしやるのか。

○国務大臣(木村俊夫君) 結論的に申し上げて、御指摘のような密約は何ら存在しなかつたというふうな受け取っておりますが、いずれにいたしましても、米華条約の米国内閣審議の際にダレス國務長官の説明がございました。それに徴しまして、米國が台湾で行なつた援助の結果である軍事力が、米國の同意なくして台湾外に移動されないようにすることが本来の目的であつて、沖縄——これはグアムも同様でしようが、沖縄からの米軍の移動を國府との合意事項にしたということとはうてい私どもは解することはできない、こういう立場をとっております。

○渋谷邦彦君 葉外交部長といへば、当時非常に有名な方でございます。彼は日台条約の調印者の一人でもあります。そうすると、この談話そのものがきわめて信憑性がない、事実無根のことについて取材をしたということになりかねない。これはたいへんな問題になると思つておられます。はたしてそういうふうな受け取つてよろしいんですか。

○国務大臣(木村俊夫君) この点につきまして、は、昨年の十一月十八日に、米國のマクrossキー國務省報道担当官がその点ははっきり言明して否定しておりますので、われわれはそれを信頼しております。

○渋谷邦彦君 そうしますと、いずれにしても外務省で掌握されている範囲としては、マクrossキーの言明に従つて、それを踏まえて、そういう事実は全然ない、このように理解すべきなのか、しかし、何とも割り切れないものが残つているものなのか、非常にくだいみたいですけれども、この点、これからの沖縄返還の問題に関連して、また中国問題とも関連することなので、この辺をほん

とうは明確にしていただきませんと、ただいまの御答弁で、「ありません」「はあ、そうですか」と、これは単純に引つ込める問題かどうか非常に疑義があるわけですよ。

○国務大臣(木村俊夫君) 重ねて。私も、この米政府の報道担当官が言明したとおりであるという点については何ら疑念を持っておりませぬ。

○渋谷邦彦君 これはむしろ事務的にアメリカ局長に伺つたほうがいいかもしれませぬが、当時、その時は局長は局長じゃなかつたらうと思つたのですけれども、こうした情報があつた点については、資料としても外務省筋は全然キャッチする対象とならないという判断で、別に問題にしなかつたんでしようか。

○説明員(吉野文六君) 端的に申し上げますと、そのとおりでございます。御存じのように、米華防衛条約の附屬にダレス長官と葉外交部長との間の書簡交換がありまして、それが御指摘のとおり一九五四年の十二月十日、すなわち、条約サインの十二月二日から八日おくれた日に行なわれたわけでございますが、その中に、先ほど大臣から御説明のあつたように、「兩國の共同の努力及び貢獻の所産である軍事力は、相互の合意なくして第六條に掲げる領域の防衛力を実質的に低下させる程度まで当該領域から移動しないものとす」と、こういう条件が書いてございませぬが、これは、実はよく読んでいきますと、台湾から中国に移動さしやいかぬ、こういうことを書いてあるのだから、まさかアメリカの領域内の軍隊を國府の同意なくしては移せぬ、というふうにはわれわれとして考えられぬ、というふうなことで、これ以上追及しなかつた次第でございます。

○渋谷邦彦君 そこでいまの答弁から、この往復書簡の中で、としていま御説明があつたわけですが、大陸進攻はしない、こういうふうにも解釈できるわけですよ。その往復書簡で公表されてない分の中にこういうものがあつた。その一つとして、その反対条件といひますか、いま申し上げた

その事柄に触れている。非常に気になるわけですよ。沖縄から大幅に軍事力を削減しない、そういう約束があつたとしたならば、これはもうたいへんな問題だ。しかし、解釈の上では、いま局長がおつしやつたとおつしやういふことが成り立つとするならば、何となくやはりそこに割り切れないもの一つのものが残されているような気がしてならない。これはいまここで答弁を伺わなくてはなりません。これから議論の焦点をもう少し詰めていく中で問題にしたいと思つておられます。

時間がないので、もう一つだけ何つておきます。これは一九六九年四月十八日、東京で調印した太平洋諸島信託統治地域に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定、これがございませぬ。最近、中部太平洋において膨大なアメリカの軍事基地が建設されている。おそろしく現在の沖縄以上の規模を持つてあろう。ことに空軍基地については轟手納の二倍ぐらゐある、このようにも言われております。そうした基地の建設に日本から技術提供とかあるいは勞務提供をやつておられる。しかも、その第一條には、日本國は現在五百萬合衆國ドル、日本國內に換算して十八億ドルですか、これを無償で施設権者のアメリカ合衆國の使用に供する、それについてはこまかいその細目は追つて定めると、こういうふうになつておるわけですよ。しかも、お金の面で、そういう無償で供与し、その上にさらに軍事基地増大に力を貸すために、日本から、沖縄を含めて多数の労働者の方や技術者が行つておられる。この事実については確認されておられますか。

○説明員(吉野文六君) 御存じのとおり、渋谷先生御指摘のミクロネシアの協定につきましては、日米双方とも五百萬ドルずつ出合つて住民の福祉のために使つた、こういうことになつておるわけですよ。この点につきましては、わが國のほうは協定の國會批准後間もなく、すなわち、昨年と本年二回にわたつてすでに十八億のうちの六億ずつ、すなわち十二億の金を実は用意して持つておるわけでございます。しかしながら、協定にも書いてありますように、これはアメリカ側もやはり

同額を同時に支出すると、こういうことになって
おりますから、実はアメリカ側の予算措置が終わ
るのを待つておるわけでございます。で、アメリ
カのほうはつい最近アメリカの予算のいわゆる授
権法が通りまして、これからおそらく必要な金
を支出するという形になっていくんじゃないかと思
うわけでございます。

それからこの金の使途につきましては、日本国
の産品ないしはサービスで提供すると、こういう
ことになっておりますから、しかも、これは施政
権者であるアメリカ政府と協議して提供すると、
こういうことになっておりますから、これから向
こう側が金を出し用意があるのを見きわめた上
で、日米双方で合意して、いかなるものも提供す
るかということに合意し、そのうちに支出する
と、こういうことになるわけでございます。

いずれにせよ、したがってこのお金はいわゆる
基地建設のようなものには絶対使えないような
性格のものでございますから、御指摘のような
とはあり得ないわけでございます。もつとも、い
ま太平洋のいずれかの地にアメリカが大きな基地
を建設しておるというよりなニュースは、われ
れとしてはニュースとして受け取っております
が、これにつきましては、いろいろ調査した結
果、実は事実無根ということでございます。一部
あれは南島島かいずれかに台風避難のための単
なる飛行機のランウエーを建設中であるというこ
とは聞きました。しかし、それ以上のことは私と
しては知っておりません。しかし、マージナル群島
のマジエロ島に観光客誘致振興策としてジェット
旅客機発着可能な七千フィートの滑走路を有する
民間用の新空港を建設中であり、同空港の完成後
は現行空港に取ってかわる予定であると、そうい
うような計画があるようでございます。

先ほどの南島島というのは誤りであります。
これはマージナル群島のマジエロ島でございま
す。失礼しました。
○渋谷邦彦君 最後に、ちょっと要領を得ない御
答弁のようございましたけれども、実際にマ

ジエロ島をはじめケゼリンあるいはパラオ、ト
ラック等々に労働者として行って帰って来た人の
話を総合して聞いてみると、いま、観光用として
とおっしゃられてましたけれども、七千フィート
じゃなく七千八百メートルの間違いと違いま
す。嘉手納空港の滑走路の約二倍に当たる滑走路
です。そんな長い滑走路が民間航空のために必
要とするかどうか。それはもうジャンボ・ジェ
ットの機のようなものが離着陸をしなければなら
ない昨今ですから、あるいは必要かもしれませ
んけれども、実際に、ホテルの建設といひ、病院の建
設といひ、要するに基地に付随する施設といひの
がいろいろあるわけですね。それは、表向きはも
ちろんいとおっしゃったように軍事協力をするな
んという言い方でもできないし、おかしな
話です。いままでの政府の一貫した答弁を伺っ
てみましても、けれども、それが直接であれ間接
であれ、何らかの形で軍事協力をしているとい
うおそれ十分に、私はこれは言えない。いまの局長の
答弁で十分には、私はここで理解するわけにいか
ないのですが、いま木村国務大臣が私どものやり
とりをお聞きになっておられて、具体的にどう
だ、ああだと言っていることにはおどろかないかもし
れませんが、しかし、現実にそういう問題
がいま起こりつつあるという場合に、日本として
これからどういふ手を打たねばならないのか。も
ろ役務の供給ということはずでに行なわれてい
る。それから、日本からもいろいろな建設会社
が行っているというよりなことがいわれているわけ
です。そういうことが確認されているのかどう
な。確認された上で、いま局長が言われたよう
にまづ、こうから否定されたのかどうか。その
辺はきょうは時間が足りませんので十分意を尽く
せませんでしたが、縮めくくって大臣か
ら、いま申し上げたその辺の経過を踏まえた
上で総合的に所信を伺っておきたいと思いま
す。
○国務大臣(木村俊夫君) お答えいたします。前
に、先ほどの滑走路の長さの点、やはり七フィ
ートということになっております。したがって

約二千三百メートルということが事実のようで
ございます。また、いずれにいたしましても、こ
ういうわがほうの善意に基づく協力がいやくも
軍事協力に相なつてはならない。これはもう当然
の立場、したがって、今後この問題が具体化
する過程におきましてそういうことがないように
十分留意して、必要とあらばアメリカに照会等も
いたします。
○星野力君 与えられた時間が非常に少ないの
で、私は主としてインドシナに対する政府の援助
の問題にしようとして若干お聞きしたいと思
います。
アメリカ国防総省のいわゆる秘密報告によりま
しても、ベトナム戦争がアメリカの一方的な侵略
戦争であるということはまぎれもないことであ
りますが、日本政府はそのアメリカの侵略戦争、こ
れを全面的に支持してアメリカの軍事行動に対
する協力、援助を行なってきたわけでありま
す。ここでお聞きしたいのは、時間の関係もあり
まして、そうした援助等一般についてはいたしま
せん。日本政府が南ベトナムをはじめとするイン
ドシナ三国の政府、あの反共政権に対してどう
いう援助をやってきたか。昨年十月の佐藤・ニクソン
会談で、サイゴン政府などに軍事援助を含む援助
を強化してほしいという要請がアメリカ側から
あったということがあるわけですが、また、
先般来日いたしましたレアー・ド国防長官の要請に
対して佐藤総理がインドシナ諸国政府の援助強化
を約束されたようであり、政府は、それらの
反共政権に、どのような方針で、どのような援助
をやってきたのか、また今後やっていくのか。時
間がございせんから、南ベトナム、あのサイゴ
ン政権に限ってもよろしゅうございします。大筋だ
けでよろしゅうございします。できるなら若干の
具体例もあげてお答え願いたいと思いま
す。
○国務大臣(木村俊夫君) ベトナム戦争全体の
とらえ方についてはいろいろ意見もございま
す。それは別といたしまして、わが国がベトナム
に対する経済援助、これには当然住民の民生安

定、福祉の向上のためにわが国としてもできる範
囲のことをいたしたい、そういう応分の寄与を
いたしております。こういう方針については今後
も変わるございません。また、ポストベ
トナム援助というものは、インドシナ地域に平和が
訪れた場合に、北ベトナムを含めてこの地域の経
済開発のために、広い国際的基盤に立つて援助を
行なおうとするものでございます。この点も、
いま星野さんが申されたような、ベトナムに平
和が訪れたときの人道的人道的あるいは経済復興のた
めの援助というふうに御理解いただきたいと思
います。また付言いたしますれば、佐藤総理とレ
アー・ド国防長官の会談の中には、インドシナに対
する援助の問題は一切含まれておらないと承知して
おります。
○星野力君 若干具体例ということもお願い
したのでありますが、私、ポストベトナムのこ
とをお聞きしておるのじゃなしに、今後この反共政
権に対してどう援助していけるかということ
をお聞きしたい。
○国務大臣(木村俊夫君) 反共政権というこ
とばでございしますが、すでにわが国と国際的に友好
国交を結んでおるという諸国に対しては、政
府としては当然これに要する援助をいたさねば
なりません。しかしながら、それがその地域にお
きまして戦力に転化し得るような可能性のある援助
については、従来もこれは厳に押えております。
また、それ以上のことは今後もしたい方針で
ございします。
○星野力君 サイゴン政権から要請のあったとい
われるたとえば大型バス二千台ですか、YS11十
二機というよりな無償援助の希望ですね、あれに
ついてはおおやりになったんですか、これからやる
のでございしますか。
○国務大臣(木村俊夫君) いまお尋ねの中
のトラック、これは軍用に転化しないような種類のト
ラックであるということに重点を置きまして、こ
れを援助するべく検討中でございますが、YS11
の問題は、いまだ政府としてはもちろん決定もし

定、福祉の向上のためにわが国としてもできる範
囲のことをいたしたい、そういう応分の寄与を
いたしております。こういう方針については今後
も変わるございません。また、ポストベ
トナム援助というものは、インドシナ地域に平和が
訪れた場合に、北ベトナムを含めてこの地域の経
済開発のために、広い国際的基盤に立つて援助を
行なおうとするものでございます。この点も、
いま星野さんが申されたような、ベトナムに平
和が訪れたときの人道的人道的あるいは経済復興のた
めの援助というふうに御理解いただきたいと思
います。また付言いたしますれば、佐藤総理とレ
アー・ド国防長官の会談の中には、インドシナに対
する援助の問題は一切含まれておらないと承知して
おります。
○星野力君 若干具体例ということもお願い
したのでありますが、私、ポストベトナムのこ
とをお聞きしておるのじゃなしに、今後この反共政
権に対してどう援助していけるかということ
をお聞きしたい。
○国務大臣(木村俊夫君) 反共政権というこ
とばでございしますが、すでにわが国と国際的に友好
国交を結んでおるという諸国に対しては、政
府としては当然これに要する援助をいたさねば
なりません。しかしながら、それがその地域にお
きまして戦力に転化し得るような可能性のある援助
については、従来もこれは厳に押えております。
また、それ以上のことは今後もしたい方針で
ございします。
○星野力君 サイゴン政権から要請のあったとい
われるたとえば大型バス二千台ですか、YS11十
二機というよりな無償援助の希望ですね、あれに
ついてはおおやりになったんですか、これからやる
のでございしますか。
○国務大臣(木村俊夫君) いまお尋ねの中
のトラック、これは軍用に転化しないような種類のト
ラックであるということに重点を置きまして、こ
れを援助するべく検討中でございますが、YS11
の問題は、いまだ政府としてはもちろん決定もし

ておりませんが、なお今後検討すべき問題ではあると思っておりますが、いまだ決定に至っておりません。

○星野力君 軍用に転用されないとおっしゃいますが、これは乗り物でありますね、トラックにしろ、バスにしろですね。そうすると、アメリカとサイゴン軍隊のための軍事補給的な性質といふのはどうしてもこれは持つと思うのです。言いかえまして、アメリカのベトナム戦争のベトナム化、これに協力してサイゴンの反共政権——ということばがどきどきするならばサイゴン政権でいいですが、この強化を目ざすことに結局はなると思ふので、そういうことに對して軍用に転用されない経済援助だと、こうおっしゃいますけれども、当の相手の南ベトナム共和国にしまして、ラオス愛国戦線あるいはカンブチャ王国民族連合政府——シアヌーク殿下の率いておるあの政権、こういふところも憤慨して日本を非難しておるといふことですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(木村俊夫君) 先ほどの私の発言を訂正させていただきますと思ひますが、トラックと申し上げました。これはバスの誤りでございまして、訂正いたします。このバスは当然サイゴン市内の交通機関として市民の便益に供するものでございまして、これは軍用に転用される懸念の全然ないものとして、しかしながら、まだその実施についてはまだまだ検討中でございます。

○星野力君 それでは一つお聞きしますけれども、ラオスのビエンチャンのワットイ飛行場でございますか、あそこは、日本が百二十万ドルで贈与して、拡張をやっておつて、たしか昨年夏には拡張工事は終わったと思ひますが、御承知のように、この飛行場というのは商業空港にも使われておりますけれども、軍用飛行場でもありますが、あそこを日本からの贈与で、しかも日本の業者がこれを請け負つてやつておつたわけでございますが、これは明らかに軍事援助の性質を持つものではないでしょうか。

○国務大臣(木村俊夫君) いまお触れになりましたワットイ空港でございますが、これは民間大型ジェット機が発着可能な滑走路をつくるために日本が援助しているもので、決して軍事的な援助を目的にしてはおりません。

○星野力君 目的はそうかもしれませんが、私はあそこを、完成する直前くらいは時期までしかあの飛行場は見えておられませんけれども、見ておきますと、いつ行きましたもプロペラ式の爆撃機がひっきりなしに発着しているわけですね。明らかにこれは軍用に使用されているのです。日本の側が、幾らこれは軍用目的じゃないと言ひましたが、実際には使われる可能性というものは大いにあるのですが、その点はどうなんですか。

○国務大臣(木村俊夫君) もちろん、数少ない空港でございますから、それが軍用に使われていることは事実そのとおりでございます。しかしながら、同時に、これは欠くべからざる航空路にある空港でございますので、平和的な人的交流、または経済交流のためにも必要なものとして当然私は援助の対象としてもいいと、こう考へております。

○星野力君 このワットイ飛行場だけ一つ例にとりまして、そういうことも言えるかも知れませんが、同じような性質の軍用に転用されるような援助ですね、これはいろいろたくさん行なわれている。発電所の問題にしても、そうだと思いますが、それはいいです。それで、昨年八月ですか、サイゴンのチャン・チエン・キエム首相がやつてきました佐藤首相とも会談したわけですが、あの会談に基づいて、もちろんこれは援助を要請したと思ひますが、それに基づいて、あの十月にベトナム経済協力調査団がございまして、現地へ送られたと思うのですが、あの調査団の報告に基づいてベトナム援助基本計画というものが作成された、こうお聞きしておられますが、それらの報告書、それに基づいてつくられた援助基本計画というものをひとつ示していただけないでしょうか。示していただきた

いと思ふのですが。

○国務大臣(木村俊夫君) いまお話がありました経済協力調査団の派遣、その調査報告はもう外務省に對してすでに行なわれております。しかしながら、その調査の内容については公表されてい

い分もございしますが、これはいろいろベトナムの事情——と申しますのは、いろいろな軍事的な意味合いにおける事情ではございせんが、そういう点ははまだ調査報告の中で今後検討した上で公表されるべきものもございまして、まだ完全に公表されておられません。

○星野力君 それは、よくわかりませんでした。部分についてはもう公表されているわけですか。

○国務大臣(木村俊夫君) いま私が「部分的」と申しましたのは、その概要について、調査をした結果を公表しております。

○星野力君 それは全面的に公表することはできないというのは、別にこれはそう秘密を要する問題には私はないと思ひますが、向こうの政権もこれは承認して調査をやつたわけでありまして、いまおっしゃる通りに軍事関係はないということなら、ひとつ全面的に発表していただきたい。私たちが資料提供していただきたい、こう思ふんですが。

○国務大臣(木村俊夫君) いま、概要を公表いたしました。公表しない分があると思ひましたのは、その中には、ベトナムの国内事情、特に経済問題については非常に忌憚のない批判が含まれております。ベトナム政府に与える影響その他を考慮いたしまして公表を差し控えておるといふのが事情でございます。

○星野力君 サイゴン政権に与える影響ということを言われたいけれども、アメリカ自体のベトナム・インドシナ侵略戦争というのは全く行き詰まっております。結局は南ベトナム臨時革命政府の七項目の提案の線でベトナム問題というものは解決せざるを得ないと思つておるのであります。それ以外の解決の道はない。これは私の考えであり、客観的な成り行きはそうなると思ふのであります。しかし、ニクソンの訪中というふうなことがありまして、そういう事態になりました。私はベトナム戦争というものが、簡単に解決すると思つておりましたけれども、かりに米軍が撤退したとしまして、いまのグエン・バン・チエー政権、あのサイゴン政権というものが存続し得るという事態があり得るとお考えになるでしょうか。

○国務大臣(木村俊夫君) 政府のかねてから申しておりますとおり、ベトナム戦が終息いたしました。あのベトナムの政治あるいは政府の形態、こういう問題は、すべてベトナム民族がみずから決すべき問題だ、そういう立場を一貫してとっております。

○星野力君 それはもうそれに違ひないんですが、日本政府の外務大臣——まああなたに代理でありますけれども、外務大臣としてどう観測なされておるかということをお聞きしたわけでありまして、まあ、よろしゅうございしますが、もう時間がありませんから、私若干のことを述べて、お考えをお聞きして終わりにしたいと思います。いまおっしゃる通り、これはベトナム問題、まあインドシナの問題、この平和的解決を逆行するものだと思ひます。平和的解決を妨害しおくらせることはあつても促進することには私はならぬと思ふ。アジアの平和、日本の安全という点から、ベトナム戦争を早く終結させるということがいま一番望ましいことであり、それらの政権に對する援助と逆行するような、それらの政権に對する援助というものは、日本政府はやめなければいけないと思ふ。そういう考えがないかどうか。米軍が撤退して平和が回復された後は、この臨時革命政府の代表も言つておられますように、ベトナムにできる新しいこの連合政権は、ひものつかない援助なら、アメリカをはじめ西側の援助を受けるにやぶさかぢやない、こういうことなんです。援助は私はそのときでもおそくないと思ふんですよ。いまこんなことをやつて、ベトナム人民、インドシナ人

民の恨みを買っておたら、そういう事態になつたときの日本の援助というものが、かえつてうまくいかないだろうと思ふんですが、その辺の問題についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(木村俊夫君) おことはではございますが、このベトナム戦争によって最も犠牲になつておるベトナムの国民、そのまた経済、民生安定、このためには、当然ベトナム政府と親交関係にあります政府としては、経済協力は別といたしまして、民生的な人道的な立場に立つ援助は、これは何ら遠慮することはないと思ひます。まあしかしながら、その経済的な援助にいたしましたも、先ほど申し上げましたとおり、それが軍事に転化されるような経済協力であつてはならない、そういう立場を堅持いたしまして協力をする方針に変わりはございません。

○星野力君 そうおっしゃると、いよいよお聞きしたいことがたくさんあるのでありますが、もうやめてくれと来ました。きょうはこれで終わります。

○理事(長谷川仁君) 他に御発言もなければ、本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○理事(長谷川仁君) 次に、継続調査要求に関する件についておはかりいたします。

国際情勢等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(長谷川仁君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(長谷川仁君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(長谷川仁君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(長谷川仁君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

決定いたします。

○理事(長谷川仁君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

閉会中、国際情勢等に関する調査のため委員派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(長谷川仁君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(長谷川仁君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十七分散会